

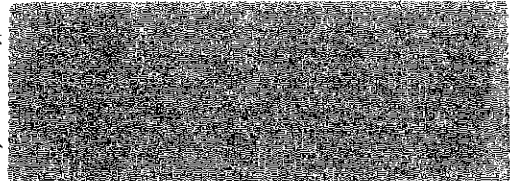
様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月21日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書、見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称			
事業区域の位置		吹田市	
予定建築物		<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
意見の内容	<p>① 屋上庭園不可の花園を拡大して181㎡。其内には雨どいの残り五区画あり。また、屋上庭園の排水の高圧配管を敷設し、高圧の罰則規定を設ける。</p> <p>② 振動、噪音、ほこりに対応する対策を早急に実施する。既存家庭への影響を第三者独立機構による調査結果を踏まえ、</p> <p>③ B-B断面部雨水塔の開発等について、置換が要求されている。花子の吹田市が勝手に売っている。よって吹田市の見解を待つことを言明したいと下す。</p>		
※受付年月日	2017年10月-1日	※受付番号	第29-L-15
※備考			※受付印

- 注 1. □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2. 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3. ※印のある欄は、記入しないでください。
 4. この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

再見解書

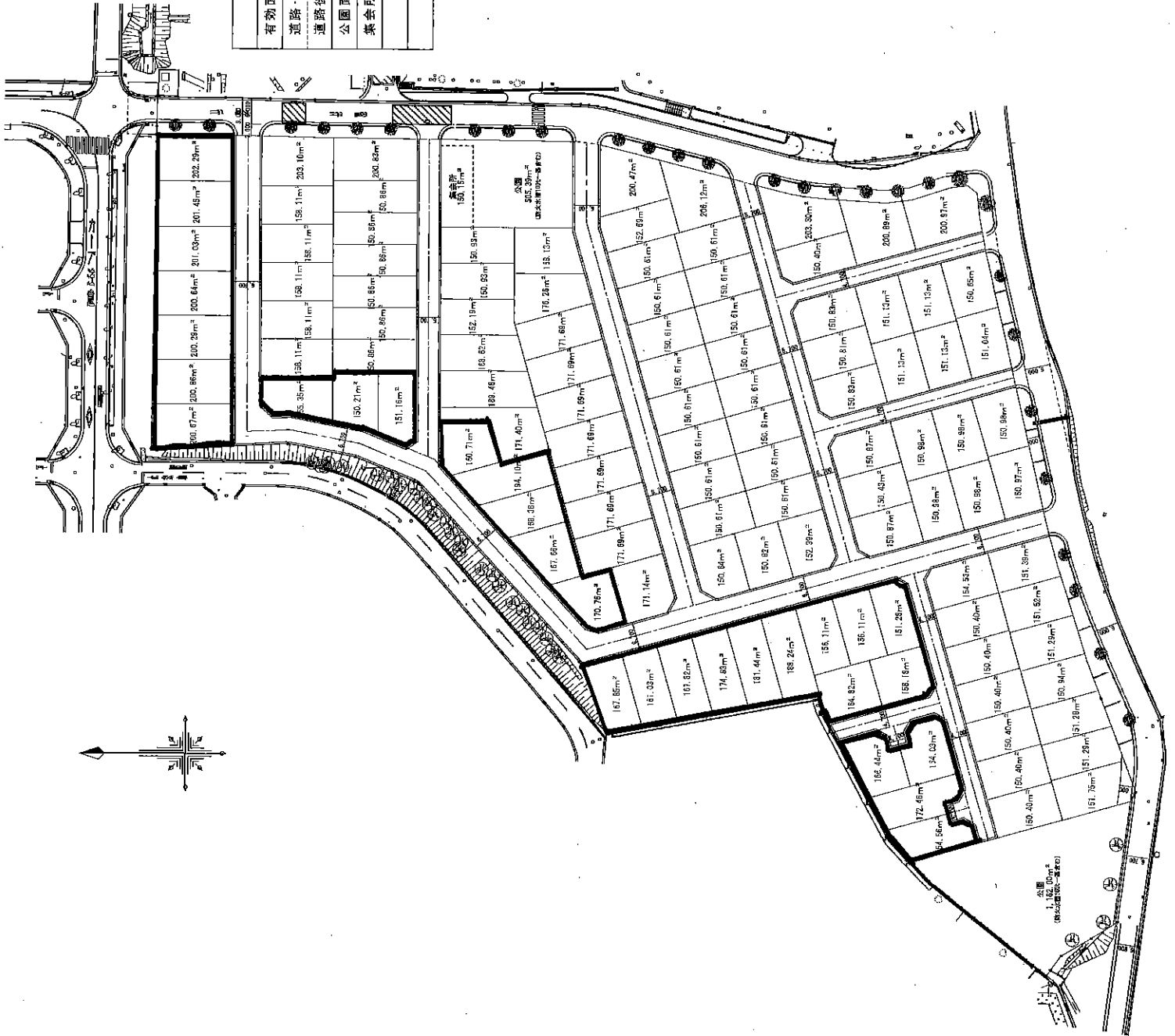
NO. 5再見解書

- ①ご意見頂いた内容を元に再度検討させて頂き、屋上庭園について別添A範囲の区画に関しては屋上庭園不可区画として販売する事と致します。また、屋上庭園可の区画についてはチェックリスト時にも明記した通り最高高さ10m以下と致します。尚、違反時の罰則等については特に設ける予定は御座いません。
- ②解体における振動・噪音・ほこりに対する有効な対策について 下記4点ご報告させて頂きます。
 - 1、北面及び西面市道法面部の仮囲い(H=3.0m)上に、シート張り(H=1.8m)全高:4.8mにて変更し設置完了致しました。
 - 2、南面管理棟の基礎撤去作業について分別作業に使用していたバケットタイプを控えさせて頂きました。しかし、当該部の土が粘土層により回転式アタッチメントの使用が出来ない為、掘削土とConガラを敷地内に上げて地盤面で選り分けています。
 - 3、敷地内の残置配管等の調査の為に敷地内を再掘削致しますが、重機の稼働スピードを抑え、散水を行いながら施工致します。尚、施工内容を変更し作業スピードを落としている事より、解体工事工程が11/15から11/30に延長させて頂きます事、ご理解の程宜しくお願い致します。
 - 4、第三者組織による家屋調査を実施致します。
現在、調査日時を戸別調整中で順次調査を進めます。
- ③当該雨水路については現状流れが悪く滞留している事もあり、虫の発生や臭い等を含めた衛生面を鑑み取り込む予定で吹田市と協議しておりました。しかし、近隣住民様からの取り込み反対の要望をお受けし取り込まないご返答としておりましたが、吹田市と再協議しました結果 水路の取り扱いについては今一度検討して頂きたいとの意見もありました。つきましては、高さ・離隔等が解る資料及び排水計画資料を提示させて頂きますので、本件については継続協議させて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。尚、雨水路に面した隣接敷地と弊社建物離隔については前回見解書通りと致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添 A

屋上庭園不可区画



	有効面積	坪	%
有効面積	117戸	19,032.67	5,757.38
道路・下水道用地面積			
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73
公園面積		1,667.39	504.38
集会所面積		150.15	45.42
開発面積		27,636.08	8,359.91
			100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸

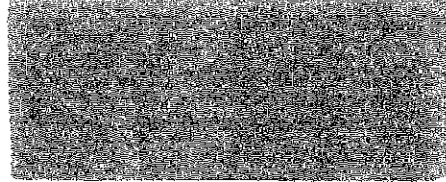
様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月28日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ^{第1項} _{第3項} の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市右江台6丁目戸建計画		
事業区域の位置	吹田市右江台6丁目9/1-20他10筆		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工事における振動・騒音・埃に対する対策が不十分であり、有効な対策を講じて頂きたい。 ・前回の意見書と同様、計画地西側は隣接する住宅地とのプライバシー・トラブル回避の観点から、通路、植樹、公園等、一定の距離の確保を要求致します。今回の見解にある管理用通路は60cmと中が狭く、また一部の地区に限定されており、中の拡大、西側地区全体へ拡大頂きたい。 ・雨水路の取扱い、変更内容の明確な説明と頂きたい。(吹田市の見解) ・右江台6丁目の住環境、景観の観点より、屋上庭園不可区域の拡大を要望致します。 ・とりわけ、隣接する住宅地(アラウンド側既存住宅地)との境界における距離・高さについて、既存住民側の納得できるご提案、ご配慮をお願い申し上げます。 		
※受付年月日	2017年9月1日	※受付番号	第 号 29-4-15
※備考			※受付印 交付 開発審議会 29.10.31 第29-4-15号

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

再見解書

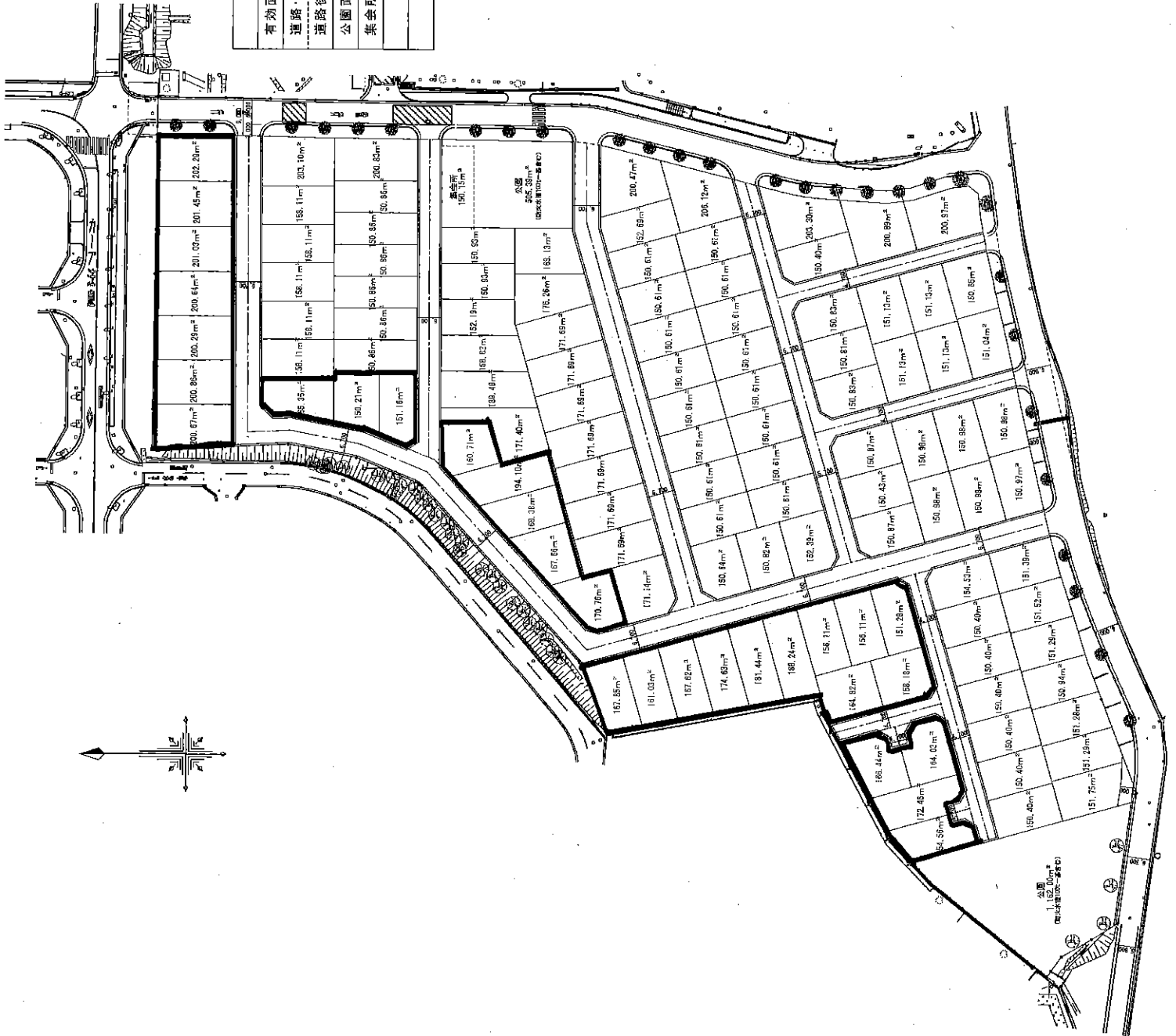
NO. 6再見解書

- ・解体における振動・騒音・ほこりに対する有効な対策について 下記4点ご報告させていただきます。
 - 1、北面及び西面市道法面部の仮囲い(H=3.0m)上に、シート張り(H=1.8m)全高:4.8mにて変更し設置完了致しました。
 - 2、南面管理棟の基礎撤去作業について分別作業に使用していたバケットタイプを控えさせていただきました。しかし、当該部の土が粘土層により回転式アタッチメントの使用が出来ない為、掘削土とConガラを敷地内に上げて地盤面で選り分けています。
 - 3、敷地内の残置配管等の調査の為に敷地内を再掘削致しますが、重機の稼働スピードを抑え散水を行いながら施工致します。尚、施工内容を変更し作業スピードを落としている事より解体工事工程が11/15から11/30に延長させていただきます事、ご理解の程宜しくお願い致します。
 - 4、第三者組織による家屋調査を実施致します。
現在、調査日時を戸別調整中で順次調査を進めます。
- ・現時点での見解としては前回見解書通り 60cmの管理用通路を設置する事となります。ただし、ご要望頂きました 高さ等の解る図面・資料を提示にて継続協議させていただきますと考えておりますので宜しくお願い致します。
- ・当該雨水路については現状流れが悪く滞留している事もあり、虫の発生や臭い等を含めた衛生面を鑑み取り込む予定で吹田市と協議しておりました。しかし、近隣住民様からの取り込み反対の要望をお受けし取り込まないご返答としておりましたが、吹田市と再協議しました結果 水路の取り扱いについては今一度検討して頂きたいとの意見もありました。つきましては、高さ・離隔等が解る資料及び排水計画資料を提示させていただきますので、本件については継続協議させて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。尚、雨水路に面した隣接敷地と弊社建物離隔については前回見解書通りと致します。
- ・ご意見頂いた内容を元に再度検討させて頂き、屋上庭園について別添A範囲の区画に関しては屋上庭園不可区画として販売する事と致します。
- ・現時点での見解としては前回見解書通り 60cmの管理用通路を設置する事となります。ただし、ご要望頂きました 高さ等の解る図面・資料を提示にて継続協議させていただきますと考えておりますので宜しくお願い致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添 A

屋上庭園不可区画



有効面積	117戸	㎡	坪	%
道路、下水道用地面積		19,032.67	5,757.38	68.87
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積		1,667.39	504.38	6.03
集会所面積		150.15	45.42	0.55
開発面積		27,636.08	8,359.91	100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸

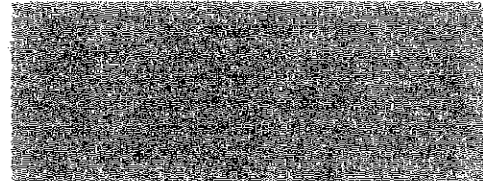
様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月24日

吹田市長宛

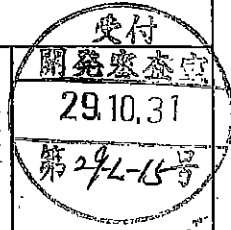
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市江谷6丁目戸建て分譲地		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>A-A断面部について、 すべての東側隣地の造成について、著しい盛土をしないで下さい。ご検討よろしくお願います。</p>		
※受付年月日	29.9月-1日	※受付番号	第29-15号
※備考			※受付印



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

再見解書

NO. 7再見解書

- ・著しい盛土を抑える件につきましては、前回提示させて頂きました安全性等の理由により変更出来ない旨の見解となりますが、ご要望頂きました高さ等の解る図面資料を提示にて継続協議させて頂きたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

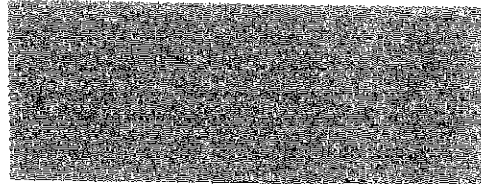
様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月29日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田中古江台6丁目戸建て分譲地		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p><u>A-A断面部</u>について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東側隣接地の造成(盛土)について著しい盛土もしていないで下さい。(特に北西角の畷状地(FH=48.00)の3.9mの盛土) ・安全性も考慮との理由でL=ガのり面の余土面の補強工事等の別対策による盛土回避可能と考えられます。ご検討よろしくお願ひ致します。 		
※受付年月日	2017年9月1日	※受付番号	第 号 29-L-15
※備考			※受付印

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

再見解書

NO. 8再見解書

- ・着しい盛土を抑える件につきましては、前回提示させて頂きました安全性等の理由により変更出来ない旨の見解となりますが、ご要望頂きました高さ等の解る図面資料を提示にて継続協議させて頂きたいと考えておりますので宜しくお願い致します。
- ・盛土回避の件につきましても、上記同様に現段階としては変更出来ない旨の見解となりますが、ご要望頂きました高さ等の解る図面資料を提示にて継続協議させて頂きたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

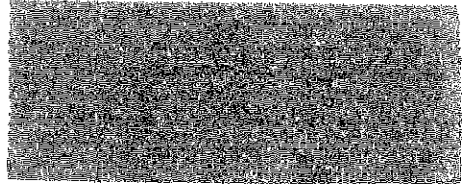
様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月27日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市古江台6丁目建分譲地計画		
事業区域の位置	吹田市古江台6丁目91-20他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>・西側公園予定地について、 地面をゴムチップウレタレ舗装にしてほしい。 子供の安全面はもちろんのこと、風が砂や土が舞うことが予想されるため。 計画案では、西の端にあたるため、入居者以外の不審者、及び中高生がたむろにしよう可能性があるため、最善の対策をお願いしたい。(屋根になるおな建物ほつらぬわ) ・吹田市帰属となり、協議しつくすことのため、決定事項として決政前にしかりと予定図を提出しようとした。</p>		
※受付年月日	2017年9月1日	※受付番号	第29-L-15号
※備考			<p>※受付印</p> <p>受付 開発審査室 29.10.31 第29-L-15号</p>

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

再見解書

NO. 9再見解書

- ・該当公園につきましては、既存樹木を出来る範囲で残し天然素材を活かした公園にしたいと考えております。ご意見頂きましたゴムチップウレタンに関しては雨水の浸透や素材感を考慮し見送りさせて頂きたいと思っております。
- ・ご意見頂きました不審者の侵入・たむろの件を踏まえ、屋根になる様な建物を設置する予定はありません。該当公園については、吹田市へ帰属予定となりますので吹田市と協議の上進めさせて頂きます。
- ・該当公園については 吹田市との協議になりますので今回頂きましたご意見及び前回に頂きましたご意見を踏まえ協議させて頂きます。吹田市へ帰属となりますので維持管理上等の理由により全てのご意見が実現可能かどうか不明な部分が御座いますので 内容については連合自治協議会様を通じて別途ご報告させて頂きます。

貴重なご意見ありがとうございました。

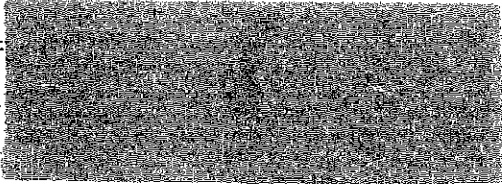
様式第9号

意見書・再意見書

2017年10月30日

吹田市長宛

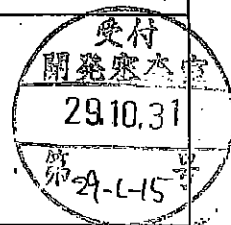
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市百江台6丁目戸建て分譲地		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① A-A断面部にて 東側隣接地の道幅について 盛土の計画を見直し欲しい。 のり面の斜面の補強等での対応も可能と考へらる可。 プランナーの観点から変更をお願い可。 又、変更不可であれば 東側隣接地を「提供緑地化」を行って頂きたい。 東側住宅と新築住宅の間に簡化を行って頂きたい。</p> <p>② 屋上庭園について、屋上庭園不可エリアを拡大して欲しい。</p> <p>③ 今後の継続作話に希望可。</p>		
※受付年月日	2017年9月1日	※受付番号	第29-L-15号
※備考			※受付印



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

(仮称)吹田市古江台6丁目戸建計画

再見解書

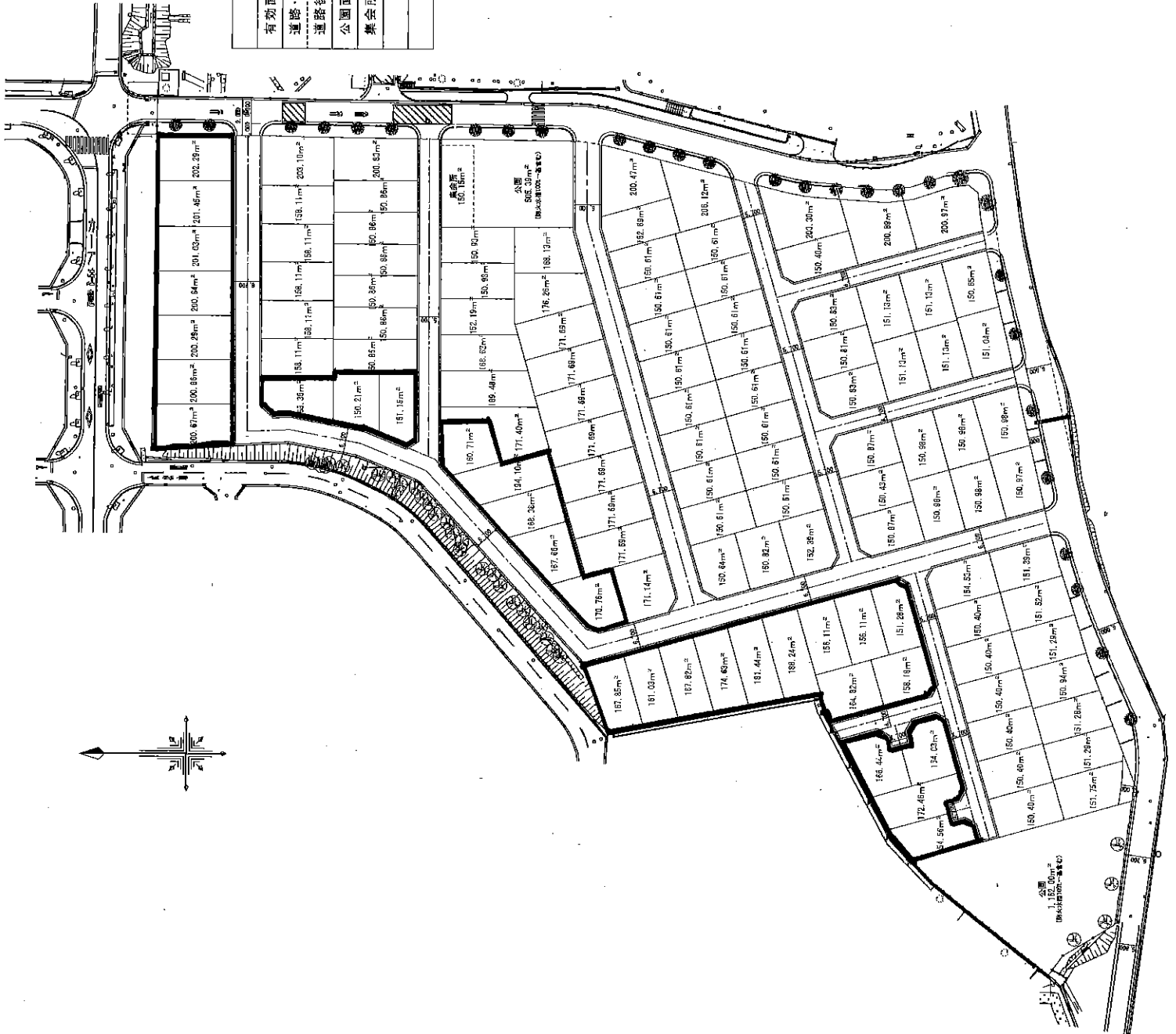
NO. 10再見解書

- ①前回提示させて頂きました管理用通路(60cm)の設置が現段階の見解となります。
ご提案頂きました提供緑地化について、現段階で吹田市と協議させて頂きましたが
管理上の問題、条例上の公園定義の問題等にて不可の回答となっております。
ただし、ご要望頂きました高さ等の解る図面・資料を提示にて継続協議させて頂きたいと考えておりますので宜しくお願い致します。
- ②ご意見頂いた内容を元に再度検討させて頂き、屋上庭園について別添A範囲の区画に
関しては 屋上庭園不可区画として販売する事と致します。
- ③説明会でもご要望頂きました 高さ等の解る図面・資料の提示の件もありますので
本件については 継続協議させて頂きたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

貴重なご意見ありがとうございました。

別添 A

屋上庭園不可区画



有効面積	117戸	㎡	坪	%
道路、下水道用地面積		19,032.67	5,757.38	68.87
道路後退・歩道整備面積		6,785.87	2,052.73	24.55
公園面積		1,667.39	504.38	6.03
集会所面積		150.15	45.42	0.55
開発面積		27,636.08	8,359.91	100.00

100㎡台	0戸
110㎡台	0戸
120㎡台	0戸
130㎡台	0戸
140㎡台	0戸
150㎡台	74戸
160㎡台	12戸
170㎡台	13戸
180㎡台	3戸
190㎡台	1戸
200㎡台	14戸
210㎡台	0戸
220㎡台	0戸
合計	117戸